

教職員端末用セルラー回線整備事業に  
係る公募型プロポーザル実施要領

令和3年 4月

前橋市政策部情報政策課



## 1 目的

本市の GIGA スクール構想の実現に向けた取り組みとして、令和 2 年度においては、すべての児童生徒へ端末を配備するとともに、有線 LAN が主体であった通信環境を改めセルラー回線を整備しました。これにより、児童生徒に対して場所や時間にとらわれない主体的で多様な学習活動の機会を提供できるようになりました。

他方、教職員においては児童生徒への「公正に個別最適化された教育」を効果的・効率的に実現し、また、殊に「創造性を育む教育」を実施できる環境を整える必要があることから、昨年度より構築を進めている教育情報基盤上で教職員が使用することとなる端末用の回線としても、児童生徒の環境との親和性があり、かつ、利便性向上に資し、更には、管理運用性の効率化の向上も期待できるセルラー回線を整備することを本事業の目的とします。

## 2 業務概要

### (1) 事業名

教職員端末用セルラー回線整備事業

### (2) 通信の主な用途

ア Google Workspace for Education Fundamentals の利用

(ア) Google Classroom

(イ) Gmail

(ウ) ドライブ

(エ) フォーム

(オ) スライド・ドキュメント・スプレッドシート

イ ミライシードの利用

ウ NHK for School などの動画サイトの閲覧

※デジタル教科書の閲覧、オンライン会議用のアプリケーション（Google Meet、Zoom、Webex）は、教育情報基盤構築で整備する Wi-Fi に接続する予定

### (3) 仕様

ア 提案は、以下の条件を満たしていること

(ア) LTE または 4G 方式での通信であること

(イ) 調達する回線数は 1,800 回線とする

(ウ) 利用期間は令和 8 年 9 月末までを想定すること

(エ) 1 回線当たりの月間のデータ通信量は 3GB 以上であること

(エ) インターネットを利用するために必要なサービスを含めること

- (オ) 回線ごとに使用したデータ量が確認できること
- (カ) 紛失時に当該回線の通信を遮断・無効化できること
- (キ) 通話サービス及びSMSは不要とする
- イ 公募時点では教職員用端末の機種等が決定していないことから、SIMカードのサイズは標準SIM、microSIM、nanoSIMのいずれも提供ができること
- ウ 別紙「接続拠点一覧」に掲げる各拠点で良好な通信ができること
- エ 料金について、以下の仕様を満たすこと
  - (ア) 通信料は月額定額制であること
  - (イ) 通信利用に係る初期費用を含めること

### 3 選定形式

公募型プロポーザル

- ※セルラー回線を提供していただく事業者を広く募集し、提案の審査、サービス内容等の優先交渉を経て、申込先の事業者を選定するプロポーザルです
- ※申込先事業者の決定後に当該事業者が提案するサービスに申し込みます

### 4 予算額（上限額）

月額1,094,940円

※1,800回線分のユニバーサルサービス料相当額を含む

※消費税及び地方消費税相当額を含む

### 5 応募資格

- (1) 本件プロポーザルに応募できる者の資格要件は、以下の要件をすべて満たす者とし、各要件の基準日は応募申込書提出日とします。なお、プロポーザルの参加は単体企業とします。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること

ウ 本市の令和2・3年度の物品・役務等業務競争入札参加資格審査申請を行い、資格の認定を受けており、かつ、当該認定を受けた営業品目に「大分類：情報処理」が含まれていること

エ 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）に規定する暴力団

員等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。）でないこと

オ 企画提案募集に係る公告の日から受託者候補の特定の日までの期間に、前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第2条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止期間中の者ではないこと

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第199条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと

キ 電気通信役務としての移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、当該サービスに係る無線局を自ら開設又は運用している者であること

(2) 本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選定後、サービスの提供開始日までの間において、(1)のいずれかの要件を欠くこととなった者に対して、本市はプロポーザルの参加資格を取り消し、または申し込みをしない場合があります。

(3) 虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、候補者の取消し、指名停止等の措置をとることがあります。

## 6 スケジュール

	項目	期限等
1	公告日	令和3年4月12日（月）
2	実施要領の公表期間	令和3年4月12日（月）から 令和3年5月10日（月）17時まで
3	説明会	（実施いたしません）
4	質問受付期間	令和3年4月12日（月）から 令和3年4月23日（金）17時まで
5	質問への回答期間	令和3年4月27日（火）を予定
6	応募申請書の提出期間	令和3年4月12日（月）から 令和3年5月10日（月）17時まで

7	辞退届の提出期間	令和3年4月12日（月）から 令和3年5月10日（月）17時まで
8	企画提案書の提出期間	令和3年4月12日（月）から 令和3年5月10日（月）17時まで
9	審査	令和3年5月11日（火）から 令和3年5月12日（水）を予定
10	審査結果の公表・審査結果通知書の発送	令和3年5月13日（木）を予定
11	優先交渉	令和3年5月14日（金）から 令和3年5月中旬を予定
12	見積合わせ	令和3年5月下旬を予定
13	申し込み	令和3年6月上旬を予定
14	サービスの提供開始	令和3年8月 1日（日）を予定

## 7 質問の受付及び回答

### (1) 受付期間

「6 スケジュール」のとおり

### (2) 提出書類

様式第1号に定める質問書

### (3) 提出方法

様式第1号に必要事項を記載し、事務局あてに電子メールで送信してください。

※質問の内容について個別に確認する場合があります。

※質問は提案書等の作成に係る質問に限るものとし、審査に係る質問は一切受け付けません。

※電話や来訪等による口頭での質問及び期限を過ぎた質問は受け付けません。

### (4) 回答方法

本市ウェブサイトで公開します。

※質問者がわかる文言、表現などは削除又は修正することがあります。

## 8 応募の手続き

### (1) 応募申請書の提出（必須）

「5 応募資格」をすべて満たす者で本プロポーザルに応募する者は、次のとおり応募申請書を提出してください。

ア 提出書類

応募申請書（様式第2号）

イ 提出期間

「6 スケジュール」のとおり

ウ 提出方法

事務局に直接持参または郵送してください。郵送の場合は一般書留郵便、簡易書留郵便または一般信書便事業者、特定信書郵便事業者が提供するこれらに準じるサービスによりお送りください（いわゆる「メール便」は該当しません）。

なお、提出期限を厳守してください。

(2) 辞退届（任意）

応募申請書を提出した後に、やむを得ない事情により本公募手続きから辞退するときは、様式第3号に定める辞退届を提出してください。

ア 提出期限

「6 スケジュール」のとおり

イ 提出方法

事務局に持参または郵送でお届けください。郵送の場合は一般書留郵便、簡易書留郵便または一般信書便事業者、特定信書郵便事業者が提供するこれらに準じるサービスによりお送りください（いわゆる「メール便」は該当しません）。

なお、提出期限を厳守してください。

(3) 企画提案書の提出（必須）

ア 提出期限

「6 スケジュール」のとおり

イ 提出方法

事務局あてに持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法）でお届けください。

ウ 提出物

(ア) 企画提案書（製本したものを5部、電子データが保存された記録媒体1式）

「9 企画提案書の書式及び記載事項」によること。

(イ) 誓約書

様式第4号に定める書式1部

(ウ) 会社の概要が分かるパンフレットなど(5部)

(エ) その他

上記以外にも審査や選考に当たり市が必要と定める場合は、追加書類の提出を求める場合があるものとします。

エ 提出書類の取り扱い

(ア) 記載内容の変更等の禁止

提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。

(イ) 提出書類の返却

提出された書類は返却いたしません。

(ウ) 費用について

応募に要する一切の費用は、申請者にてご負担ください。

(エ) 資料の取り扱い

市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

カ 企画提案書および参加資格の無効等

(ア) 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とし、本プロポーザルの参加資格を喪失するものとします。

a 提案内容が調達の趣旨を大きく逸脱している場合

b 提出書類に虚偽の記載があった場合

c 提案する事業見積額が予算額を超える場合

d 評価の公平性を害する行為があった場合

e 審査委員または関係者に本企画提案に対する助言を求めた場合

(イ) 次のいずれかに該当する場合は、当該応募申請者を失格とします。

a 提出期限内に企画提案書の提出がなかった場合

## 9 企画提案書の書式および記載事項

(1) 企画提案書の書式

ア 形式

用紙サイズはA4版とし、表紙等を含めて30ページ以内としてください。

イ 使用する用語等



(ア) 提案書の文章および図表は、専門知識を有しない者でも理解できるように分かりやすく平易な表現としてください。難解な専門用語を使わなければならない場合は必ず注釈を付してください。

(イ) 提案中の文章および図表において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は日本国通貨としてください。

## (2) 企画提案書の記載事項

### ア 提案者について

#### (ア) 事業者概要

会社名、所在地、資本金、売上高、自己資本比率、事業概要、社員数

#### (イ) 体制

担当者等業務の実施体制

#### (ウ) 業務実績

教育機関における同種・類似の事業で過去5年以内のサービスの提供実績（導入先と拠点数などの導入規模、概要を記載してください。ただし、導入先が情報の公開を望んでいない場合は「関東地方某中核市（某社）」など情報を伏し、開示できる範囲で記載してください。）

### イ 開通までのスケジュール

申込書の提出など必要な事務手続も含めて提示してください。

### ウ 仕様を踏まえた以下の提案

(ア) 通信品質、月間データ通信量、付帯するサービス等の通信回線の詳細

(イ) 管理機能の詳細

(ウ) 提案する回線の特徴や他事業者と比較した時の提案者の優位性

(エ) 提案者の提案を採用した場合の本市のメリット

(オ) 一般教室・特別教室などの授業区画、職員室・保健室などの校務区画での電波状況不良に対する提案者の対応

### エ その他の追加提案

## (3) 見積書及びその明細書

任意の様式で見積書、見積もり内容の明細をそれぞれ1部

## 10 審査

### (1) 審査方法

審査担当職員により、提出された企画提案書に基づいて書面審査を実施し、採点する方法で行います。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、提案者が来庁して  
する「プレゼンテーション」による審査は実施せず、書類による書面審査のみ  
の選考とします。

## (2) 評価項目

評価項目及び配点は以下のとおり。

	評価項目	配点
1	実施体制	10点
2	業務実績	10点
3	スケジュール	10点
4	提案内容	40点
5	追加提案	10点
6	運用費	20点
	合計	100点

## (3) 優先交渉

審査の結果として最も優れた企画提案をした応募者を申し込みの優先交渉者として決定し、交渉を行います。

## (4) 審査

### ア 実施日

「6 スケジュール」のとおり。

### イ 審査方法

提出された企画提案書の内容について評価するものとします。

## (5) 優先交渉者の選定方法

ア 審査委員会が採点した評価点数の合計点が最上位の者を最も事業を遂行できる者と判断して、本事業の優先交渉者として選定します。

イ 同点の場合は、以下の優先順位により上位者を決定します。

(ア) 第一優先順位 市内企業に該当する者

(イ) 第二優先順位 「提案内容」「追加提案」の評価点数の合計が高い者

(ウ) 第三優先順位 「運用費」の評価点数の合計が高い者

ウ 評価点数が満点の3割（小数点以下が生じる場合は切り捨て）未満の場合は、

申込候補者として選定しません。

- エ 応募者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとしますが、審査結果において評価点数が満点の3割（小数点以下が生じる場合は切り捨て）未満の場合は、優先交渉者として選定いたしません。

#### (6) 選定結果の公表・通知方法

##### ア 通知方法

「6 スケジュール」の日付で参加者に対して書面を郵送します。

##### イ 公表方法

本市ウェブサイトにて審査順位（失格である場合はその旨）、応募申請者名を公表します。

#### (7) 優先交渉者資格の無効等

優先交渉者が次のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失することとします。この場合は、次順位者と交渉する場合があります。

##### ア 提案の内容に虚偽の内容があった場合

##### イ 評価の公平性を害する行為があった場合

### 1.1 申し込み

- (1) 通信料は、優先交渉者の提示価格を基に、優先交渉者と協議のうえ決定いたします。

- (2) サービス内容は、仕様書、提案企画書の内容に基づき、優先交渉者と協議のうえ決定いたします。

#### (3) 特約事項

企画提案内容の実現に要する追加費用及び別途費用は、すべて受託者の負担といたします。

#### (4) 受託者の決定

優先交渉者との交渉が不調に終わった場合は、次順位の交渉権者を新たな優先交渉者として交渉する場合があります。

- (5) 業務により作成された成果品に関するすべての権利は前橋市に帰属します。

#### (6) 課金開始日

調達する回線の通信料、使用料などの料金は、「6 スケジュール」の「14 サービスの提供開始」の予定日より支払いの対象とし、当該予定日は優先交渉者との優先交渉により決定することとします。

## 1 2 添付書類

- (1) 様式第 1 号 質問票
- (2) 様式第 2 号 応募申請書
- (3) 様式第 3 号 辞退届
- (4) 様式第 4 号 誓約書
- (5) 別紙 接続拠点一覧

## 1 3 事務局・問い合わせ先

前橋市政策部情報政策課

担 当：宮川

所 在 地：群馬県前橋市大手町二丁目 1 2 番 1 号

電 話：027-898-6080

電子メール：[joukan@city.maebashi.gunma.jp](mailto:joukan@city.maebashi.gunma.jp)

別紙 接続拠点一覧

1 幼稚園

- |             |            |
|-------------|------------|
| (1) まえばし幼稚園 | 若宮町四丁目3番4号 |
| (2) おおご幼稚園  | 河原浜町4番地1   |
| (3) 宮城幼稚園   | 鼻毛石町15番地1  |

2 小学校

- |              |                    |
|--------------|--------------------|
| (1) 桃井小学校    | 大手町二丁目16番4号        |
| (2) 中川小学校    | 三河町二丁目1番3号         |
| (3) 敷島小学校    | 昭和町一丁目2番8号         |
| (4) 城南小学校    | 六供町一丁目13番地2        |
| (5) 城東小学校    | 城東町一丁目3番7号         |
| (6) 若宮小学校    | 若宮町四丁目1番24号        |
| (7) 天川小学校    | 文京町三丁目1番8号         |
| (8) 岩神小学校    | 岩神町四丁目4番1号         |
| (9) 広瀬小学校    | 広瀬町三丁目19番地         |
| (10) 山王小学校   | 山王町16番地1           |
| (11) わかば小学校  | 朝倉町16番地1           |
| (12) 上川淵小学校  | 朝倉町4番地6番地          |
| (13) 下川淵小学校  | 鶴光路町3番地8番地1        |
| (14) 桂萱小学校   | 上泉町17番地8番地         |
| (15) 桃木小学校   | 上沖町7番地3番地2番地1      |
| (16) 桂萱東小学校  | 堤町4番地7番地1番地        |
| (17) 桃瀬小学校   | 西片貝町三丁目3番地4番地3番地   |
| (18) 芳賀小学校   | 勝沢町7番地1番地9番地       |
| (19) 総社小学校   | 総社町総社1番地6番地2番地5番地  |
| (20) 勝山小学校   | 総社町植野1番地2番地3番地     |
| (21) 元総社小学校  | 元総社町一丁目3番地3番地1番地1  |
| (22) 元総社南小学校 | 元総社町8番地0番地2番地      |
| (23) 元総社北小学校 | 総社町総社3番地1番地4番地9番地  |
| (24) 東小学校    | 箱田町1番地4番地5番地2番地1番地 |
| (25) 大利根小学校  | 大利根町二丁目1番地2番地1番地   |
| (26) 新田小学校   | 上新田町1番地1番地6番地0番地   |
| (27) 細井小学校   | 下細井町6番地7番地1番地      |
| (28) 桃川小学校   | 荒牧町一丁目4番地6番地1番地1   |
| (29) 荒牧小学校   | 荒牧町四丁目9番地2番地       |
| (30) 清里小学校   | 青梨子町4番地4番地6番地      |
| (31) 永明小学校   | 上大島町6番地5番地5番地      |
| (32) 駒形小学校   | 駒形町1番地1番地7番地2番地    |
| (33) 荒子小学校   | 荒子町1番地2番地4番地0番地    |
| (34) 大室小学校   | 西大室町2番地8番地1番地7番地   |
| (35) 二之宮小学校  | 二之宮町1番地8番地4番地1番地   |

(36) 筑井小学校	筑井町1160番地
(37) 大胡小学校	堀越町1161番地
(38) 大胡東小学校	河原浜町870番地1
(39) 滝窪小学校	滝窪町185番地1
(40) 滝窪小学校金丸分校	東金丸町136番地1
(41) 宮城小学校	鼻毛石町1507番地1
(42) 粕川小学校	粕川町女淵521番地2
(43) 月田小学校	粕川町月田273番地
(44) 原小学校	富士見町原之郷1933番地1
(45) 時沢小学校	富士見町時沢3164番地1
(46) 石井小学校	富士見町石井546番地1
(47) 白川小学校	富士見町小暮2425番地63

### 3 中学校

(1) 第一中学校	南町一丁目20番5号
(2) みずき中学校	日吉町三丁目9番地2
(3) 第三中学校	平和町二丁目13番24号
(4) 第五中学校	文京町三丁目20番5号
(5) 第六中学校	総社町総社1762番地1
(6) 第七中学校	宮地町260番地1
(7) 明桜中学校	後閑町50番地4
(8) 桂萱中学校	上泉町175番地
(9) 芳賀中学校	鳥取町796番地
(10) 元総社中学校	総社町総社3060番地
(11) 東中学校	光が丘町3番地
(12) 箱田中学校	前箱田町396番地1
(13) 南橋中学校	荒牧町975番地
(14) 南橋中学校みやま分校 (荒牧小学校みやま分校)	川原町826番地 川原町826番地)
(15) 鎌倉中学校	上細井町2130番地
(16) 木瀬中学校	小屋原町1811番地1
(17) 荒砥中学校	荒子町1338番地
(18) 大胡中学校	堀越町1152番地
(19) 宮城中学校	鼻毛石町1564番地1
(20) 粕川中学校	粕川町西田面138番地
(21) 富士見中学校	富士見町田島954番地1

### 4 特別支援学校

(1) 前橋特別支援学校	東上野町459番地1
--------------	------------

### 5 高等学校

(1) 前橋高等学校	上細井町2211番地3
------------	-------------

6 教育委員会事務局及び情報政策課

- (1) 前橋市役所 大手町二丁目12番1号
- (2) 前橋市児童文化センター 西片貝町五丁目8番地
- (3) 前橋市総合教育プラザ 岩神町三丁目1番1号